

様式第1号（第5条関係）

経費区分	内 容
1 報償費	招聘した外部有識者に支払う謝礼金等（旅費を含む）
2 物品購入費	単価が5万円未満の物品に限る
3 広告宣伝費	広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等
4 事務費	通信運搬費、アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等
5 委託料	会場設営撤去費、イベント運営費、人材派遣費用等
6 借損料	会場使用料、物品等の使用料、知的財産権使用料等
7 その他	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 共同懸賞に係る景品、賞品購入費、福岡市に支払う手数料、商店街等の構成員に係る人件費等は補助対象外とする。